

令和8年度の保育施設入所児童を募集します

受付期間 令和7年10月1日（水）から10月15日（水）まで

申込方法 入所申込を希望される方は、右記QRコードをスマートフォン等で読み込むか、とっとり電子申請サービス(大山町)にアクセスして、必要事項を入力してください。

〈申し込みはこちら〉



新規・継続入所希望ともに、原則電子申請でお申し込みください。
※用紙での受付を希望される場合は、幼児・学校教育課へご相談ください。

令和8年4月から令和9年3月までの間に、入所（新規・継続入所、転園を含む）を予定しておられる方は必ず申し込んでください。

- ◆年度途中に入所を予定しておられる方も、上記の受付期間内に必ず申し込んでください。
- ◆これから出産を予定されている場合も申請できます。
- ◆受付期間内に申請がない場合は、入所できないことがあります。

- ・申込者が多数の場合、希望する保育所に入所できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ・町外の保育所を希望される方は、幼児・学校教育課にご相談ください。



●町内の保育施設

	保育所名	所在地	定員	開所時間（延長保育含む）		対象児童
				平日	土曜日	
保育所	中山みどりの森保育園	赤坂 767-2	120	7:30～19:00	7:30～18:00	満6か月の翌月～ 小学校就学前
	名和さくらの丘保育園	名和 637	150	7:30～19:00	7:30～18:00	満6か月の翌月～ 小学校就学前
	大山きゃらぼく保育園	末長 488-1	180	7:30～19:00	7:30～18:00	満6か月の翌月～ 小学校就学前
	大山保育所	今在家 730-3	60	7:30～18:00	7:30～12:00	満1歳の翌月～ 小学校就学前
小規模保育所	大山ひめぼたる保育園	末長 499	19	7:30～19:00	7:30～18:00	満6か月の翌月～ 3歳未満

※小規模保育所とは

- ・0歳から3歳未満までの低年齢児を対象とした認可施設です。少人数で、家庭保育に近い雰囲気のもと保育を行います。
- ・満3歳になる年度末まで利用できます。卒園後は、町内の保育所に入所することができます。
- ・入所決定や保育料の基準は保育所と同じです。

●入所の基準

保育所に入所できる児童は、保護者が次のいずれかに該当し、同居の家族が保育できないと認められる場合です。

- (1)就労 (2)妊娠・出産 (3)保護者の疾病・障がい (4)親族の介護・看護
(5)災害復旧 (6)求職活動 (7)就学

●保育実施期間等について

小学校就学の始期に達するまでの間で保護者が保育の実施を希望する期間のうち、保育が必要と認められる期間です。適正な入所を図るため次のとおりとさせていただきます。

- ◇妊娠・出産の場合・・・出産前8週から出産後8週までの期間の入所となります。
- ◇求職中の場合・・・承諾期間3か月の期限付き入所となります。
- ◇育児休業中の場合・・・継続児童のみ引き続き入所可。3歳児以上は相談してください。
- ◇満1歳までの入所・・・入所基準に該当している方のみです。求職中では入所できません。

●新規児童のスケジュール（予定）

- R7.10 月 児童募集 入所希望を電子申請 受付期間 10/1～10/15
 R7.11 月 添付書類をつけて入所申込書を提出（4・5 月入所者）受付 11/3～11/28
 R7.12 月末 内定通知
 R8.1 月 入所説明会（R8 年度入所者）、面接（4・5 月入所者）
 R8.3 月 決定通知（4・5 月入所者）
 R8.5 月～ 6 月以降入所児童は、入所月の前月 5 日までに入所申込書を提出して随時面接を受けてください。

●継続児童のスケジュール（予定）

- R7.10 月 継続入所希望を電子申請 受付期間 10/1～10/15
 R7.11 月 様式（現況届）を各保育所から配布
 R8.1～2 月 現況届に添付書類をつけて各保育所指定の受付日に提出
 R8.3 月 決定通知

●保育料について

父母又は家計の主宰者の市町村民税の課税状況により決定します。保育料算定に係る児童の年齢については、年度初日現在（4 月 1 日現在）の年齢が基準となります。誕生日を迎えても年度中は変更になりませんのでご注意ください。

大山町保育認定（2 号・3 号認定）利用者負担額（保育料）表

（円）

階層 区分	定 義		徴収金基準額（月額）					
			3 歳未満児		3 歳児		4 歳以上児	
			保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間
第 1	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0
第 2	父母の市町村 村民税所得 割の額 （4～8 月分 は前年度、9 ～3 月分は 当年度の市 町村民税で 算定する）	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	0	0
第 3-1		均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	14,000	13,700	0	0	0	0
第 3-2		市町村民税所得割 48,600 円未満	16,000	15,700	0	0	0	0
第 4-1		48,600 円以上 57,700 円未満	21,000	20,600	0	0	0	0
第 4-2		57,700 円以上 72,800 円未満	21,000	20,600	0	0	0	0
第 4-3		72,800 円以上 77,101 円未満	26,000	25,500	0	0	0	0
第 4-4		77,101 円以上 97,000 円未満	26,000	25,500	0	0	0	0
第 5-1		97,000 円以上 133,000 円未満	33,000	32,400	0	0	0	0
第 5-2		133,000 円以上 169,000 円未満	40,000	39,300	0	0	0	0
第 6-1		169,000 円以上 235,000 円未満	46,000	45,200	0	0	0	0
第 6-2		235,000 円以上 301,000 円未満	52,000	51,100	0	0	0	0
第 7		301,000 円以上 397,000 円未満	58,000	57,000	0	0	0	0
第 8		397,000 円以上	60,000	58,900	0	0	0	0

- ・第 2 子は第 1 子と同時入所又は階層により軽減をします。
- ・第 3 子以降は無償です。
- ・3 歳以上児及び市町村民税非課税世帯の 3 歳未満児は無償です。
- ・2 歳児は無償です。（令和 8 年度：令和 5 年 4 月 2 日生～令和 6 年 4 月 1 日生）
- ・ひとり親家庭、障がい児(者)のいる世帯は別基準で軽減をします。
（年度途中に該当になられた場合も軽減が受けられますので、お申し出ください。）

●問い合わせ先 大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課

〒689-3211 大山町御来屋 263-1 TEL 0859-54-5211